

○国の規制等に関する提案(国へ提案)2件

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管課	所管課の検討結果		
					制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
1	がん緩和ケア等における病院内での鍼灸治療活用における混合診療の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・患者のQOL向上と医療費の削減を目的に、緩和ケア病棟に入院している患者が自由診療で鍼灸治療を受けられるようにしてほしい。 ・健康保険法上直接に規定した条文はないものの、自由診療と保険診療で同一疾患・同一症状を治療する混合診療は禁止されており、鍼灸治療は同一施設における一連の診療行為に対して混合診療に該当する。 ・がん患者への鍼灸治療の効果効能については世界的に研究が進められ治療として使われている。日本では全国の21大学病院、数百件の一般診療所で鍼灸治療を実施しており、その需要は高いが、自費診療または無料で実施せざるを得ない状況である。実際に無料で導入している施設では、患者の早期退院による医療費の削減にもつながっている。 	企業・団体	県国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・混合診療(保険診療と保険外診療(自由診療)の併用)は、原則として禁止されている。同一の疾患に対して保険診療と保険外診療を行った場合は、一連の医療行為全体が保険外診療の扱いとなる。 ・例外的に、先進医療等の保険外診療を受けた場合に、保険診療部分について保険外併用療養費を支給する制度があるが、提案のあった入院患者の鍼灸治療は、保険外併用療養費制度の対象となっていない。 		国へ情報提供
2	[富士宮市]屋外広告物設置の規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・あさぎりフードパークの工場内に大きな文字の案内看板を設置したいが、139号線沿いには1㎡以上の看板を立てられず、誘客がうまくできていない状況。 	企業・団体	富士宮市	<p>富士宮市屋外広告物条例では、道路沿いの案内看板の表示面積について、高さを5m以下、表示面積は1面3㎡以内、5者以上共同のものについては、1面10㎡としている。</p> <p>なお、提案を頂いた地域は、自然公園法による富士箱根伊豆国立公園内になり、自然公園法に基づく広告物許可申請が必要となる。</p> <p>同法施行規則において、事業を行っている場所へ誘導するための広告物の許可基準について、表示面の面積1㎡以下とされている。</p>		国へ情報提供